



報道関係者 各位

平成27年9月8日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 佐藤 清勝

地方障害者雇用担当官 小林 正樹

(電話) 028-610-3557

(FAX) 028-637-8609

精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業を、試行的に実施します。

～さくら・ら心療内科とハローワーク宇都宮が就労支援について協定を締結～

栃木労働局（局長 堀江 雅和）は8日、精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業を試行的に実施することとし、ハローワーク宇都宮と医療法人生々堂厚生会 さくら・ら心療内科が協定を締結し、就労支援を開始したので、公表します。

ポ イ ン ト

- 障害者の雇用を支えるため、「労働局、ハローワーク」と「福祉、教育、医療機関」との連携体制の構築を図っていますが、精神障害者の就職件数が過去最高となっていることから、今後は、さらに、精神障害者の雇用促進に重要な連携先となる医療機関との関係について、具体的な連携体制の構築が必要となっています。
- このため、厚生労働省では全国4労働局（北海道、栃木、千葉、京都）において、精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援のためのモデル事業を実施することとしました。
- 栃木労働局においては、ハローワーク宇都宮（所長 遠藤芳孝）と精神障害者の方に対してデイケア等の枠組みを活用して一般就労に向けた就労支援サービスを提供している医療法人生々堂厚生会 さくら・ら診療内科（院長 加藤和子）がこのモデル事業に関する協定を平成27年8月3日に締結し、事業を開始しました。